

# 若年性認知症の方や そのご家族へ

～若年性認知症の本人と家族が利用できる  
制度・サービスについて～



このリーフレットは65歳未満で認知症と診断された方が適切なサービスを受けられるよう、道しるべとして作成しました。

若年性認知症の方には、現役世代だからこそ給付の対象となる制度・サービスがありますので確認してください。

また、埼玉県は若年性認知症サポートセンターを設置しています。ぜひご活用ください。

令和7年2月  
埼玉県福祉部地域包括ケア課



## 若年性認知症と診断された方が利用できる制度

### ● 自立支援医療制度

申請の時期	通院して継続した治療が必要なとき
相談窓口	お住まいの市町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	認知症を含む精神疾患に必要な治療が受けられるように、通院に限り医療費自己負担分の一部が助成される制度です。自己負担額は原則医療費の1割負担となります。本人の収入などの状況に応じて、月額負担の上限があります。 制度の利用ができるのは、原則として本人が認定された指定自立支援医療機関に通院している場合に限ります。有効期間は1年間です。

### ● 精神障害者保健福祉手帳

申請の時期	初診日から6ヶ月を経過した日以降。初診日とは必ずしも認知症と診断された日ではありません。それ以前に認知症の症状について医師等の診療を受けたことがある場合には医療機関に相談しましょう。
相談窓口	お住まいの市町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	認知症などの精神疾患により日常生活に支障がある場合に、障害の程度を1級～3級までの等級で証明するものです。有効期間は2年間です。企業の障害者雇用枠で働き続けることが可能となる場合があります。「所得税・住民税などの障害者控除」「利子等の非課税」「一部施設等の入場料や県内路線バス、鉄道等の運賃の割引」「携帯電話の割引利用」「NHK放送受信料の減免」等については、各事業者へお問い合わせください。市町村独自のサービスもありますので、お住まいの市町村の障害福祉担当課に確認しましょう。

### ● 障害基礎年金

申請の時期	初診日から1年6ヶ月経過した日以降
対象者	初診日が国民年金の加入期間であること。 60歳以上65歳未満の方で老齢基礎年金を繰り上げて受給していない方。 保険料の納付要件を満たしている必要があります。
相談窓口	お住まいの市町村の年金担当課
サービス等の概要	障害の状態により1級・2級の年金を受給できます。 1級 1,020,000円（年額）（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,017,125円） 2級 816,000円（年額）（昭和31年4月1日以前に生まれた方は813,700円） 障害基礎年金は非課税です。

### ● 指定難病医療給付制度

対象者	前頭側頭葉変性症（前頭側頭型認知症・意味性認知症）と診断された方のうち、認定基準を満たした方
相談窓口	埼玉県内の各保健所
サービス等の概要	前頭側頭葉変性症に対する医療について、医療費の助成が受けられます。本人の収入など状況に応じて自己負担の上限があります。

## ● 障害福祉サービス

対象者	認知症と診断され障害福祉サービスの利用が必要になった方
相談窓口	お住まいの市町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用することができます。訓練等給付（就労移行支援・就労継続支援など）、地域生活支援事業（移動支援など）などがあります。自己負担額は1割の定率負担と所得に応じた負担上限額があります。

## 在職中（社会保険に加入）の方が利用できる制度

### ● 傷病手当金

相談窓口	全国健康保険協会(協会けんぽ)または健康保険組合
サービス等の概要	全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合の加入者で、若年性認知症などの病気で、連続して3日（土日含む）以上欠勤し給与が支払われない場合、給与の一定割合（標準報酬月額÷30×3分の2）が最長で1年6ヶ月間支給されます。就労できない状態が継続しているなど一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても引き続き傷病手当金を受給することができます。

### ● 障害厚生年金

申請の時期	初診日から1年6ヶ月経過した日以降
対象者	初診日が厚生年金の被保険者であること。 保険料の納付要件を満たしている必要があります。
相談窓口	お近くの年金事務所、街角の年金相談センター (初診日時点で共済組合等に加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等)
サービス等の概要	障害の状態により、1級～3級の年金を受給できます。 障害厚生年金・共済年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受給することができます。年金額は報酬比例の年金額によります。障害厚生年金は非課税です。

## 退職した方が利用できる制度

### ● 雇用保険（失業給付・または失業給付受給期間延長申請）

相談窓口	お住まいの地域を管轄するハローワーク
サービス等の概要	労働する能力と意思がある場合は、失業等給付を受けられる可能性があります。退職後勤務先から離職票を受け取り、ハローワークに相談しましょう。 *求職申し込み時において、精神障害福祉手帳を所持している場合には、就職困難者として所定給付日数が延長されます。 *退職後も健康保険組合の傷病手当金を受給する方は失業等給付を受けることができません。その場合はハローワークに届けることにより、雇用保険の受給期間を離職の翌日から最長4年以内（原則として離職日の翌日から1年間に加えて最大3年間）まで延長できます。 (失業給付は、受給期間内の失業している日について所定給付日数を限度に支給されます)

## ● 健康保険の選択

サービス等の概要	退職時に健康保険を以下の中から選択する必要があります。 ① 現在の健康保険を一定の条件で任意継続する（最長2年まで） ② 家族の健康保険に加入し、被扶養者になる ③ 国民健康保険に加入する *自己負担割合は、上記のいずれの場合も3割となります。
----------	--

## ● 国民健康保険税の軽減

対象者	倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した方 (雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者で市町村国民健康保険の被保険者)
相談窓口	お住まいの市町村の国民健康保険担当課
サービス等の概要	離職の翌日から翌年度末までの期間において、国民健康保険税が軽減される場合があります。

## 症状が進行したときに利用できる制度

### ● 介護保険制度

対象者	40歳から64歳までの方で認知症と診断され介護が必要になった方
相談窓口	お住まいの市町村の介護保険担当課
サービス等の概要	介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、短期入所などのサービスがあります。自己負担額は所得により1割～3割です。

### ● 特別障害者手当

対象者	20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 *特定の施設に入所している方、病院又は診療所への入院が継続して3ヶ月を超えている方は対象外です。 *本人、同居家族等の所得により支給の制限があります。
相談窓口	お住まいの市町村の障害福祉担当課等

### ● 重度心身障害者医療費助成制度

対象者	医療保険に加入しており精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (精神障害者保健福祉手帳1級の手帳交付日の年齢が65歳未満であること) *国の特別障害者手当に準じた所得制限があります。
相談窓口	お住まいの市町村の障害福祉担当課等
サービス等の概要	医療機関において入院、通院の際にかかる一部負担金を補助する制度です。(精神病床への入院費用は対象外です。)

### ● 高額療養費制度

相談窓口	お住まいの市町村の国民健康保険担当課
サービス等の概要	病院の窓口で支払った医療費の自己負担が、1か月に一定の額（自己負担限度額）を超えた時に、超えた額が世帯主に対して支給されます。

### ● 高額医療・高額介護合算療養費制度

相談窓口	お住まいの市町村の介護保険担当課又は国民健康保険担当課
サービス等の概要	各医療保険における世帯内で、1年間の医療保険と介護保険におけるそれぞれの自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻されます。所得により上限額があります。

### ● 高額介護サービス費

相談窓口	お住まいの市町村の介護保険担当課
サービス等の概要	介護サービス費として支払った自己負担額が上限を超える場合に支給を受けることができます。所得により上限額があります。

### ● 国民年金保険料の法定免除

対象者	20歳以上60歳未満の国民年金加入者で障害基礎年金および被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
相談窓口	お住まいの市町村の年金担当課またはお住まいの地域を管轄する年金事務所
サービス等の概要	国民年金保険料が免除されます。

## その他の相談機関

### ● 住宅ローン

相談窓口	借入をしている銀行・信用金庫・信用組合
サービス等の概要	特約付きの団体信用生命保険に加入しており、保険金の支払事由に該当する場合は、住宅ローン残高の同額が生命保険会社から銀行等に支払われ住宅ローンが完済となります。借入をしている金融機関に確認しましょう。

### ● 生命保険

相談窓口	ご契約中の生命保険会社
サービス等の概要	終身保険や定期保険等に加入しており、保険金の支払事由に高度障害が含まれる場合は高度障害保険金を受け取れる可能性があります。また、認知症保険に加入している場合は、認知症の確定診断によって一時金を受け取れる可能性があります。加入している生命保険会社に確認しましょう。

### ● 就労のための相談や就労支援

相談窓口	お住まいの市町村の障害者就労支援センターまたは 埼玉障害者職業センター ☎ 048-854-3222
------	---

## 権利擁護に関する制度

### ● 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

相談窓口	お住まいの市町村の社会福祉協議会または 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター ☎ 048-822-1299
サービス等の概要	福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類預かり サービスがあります。

### ● 成年後見制度

相談窓口	お住まいの市町村の高齢者福祉もしくは障害者福祉担当課 さいたま家庭裁判所（住所地を管轄する本庁、支部） 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター ☎ 048-822-1204・1240
サービス等の概要	判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。

## 運転について

運転免許センターでは安全運転相談窓口で、認知症などで運転に不安のある方やそのご家族等からの相談を受け付けています。

この機会にご家族と相談し、運転免許証の自主返納について考えてみてはいかがでしょうか。

運転免許証を返納後、申請により「運転経歴証明書」を取得することができます。運転経歴証明書は公的な本人確認書類として使用できます。

相談窓口	埼玉県警察運転免許センター 安全運転相談室 ☎ 048-543-2001 安全運転相談ダイヤル ☎ #8080（最寄りの都道府県につながるため、県内からおかけ下さい）
------	---

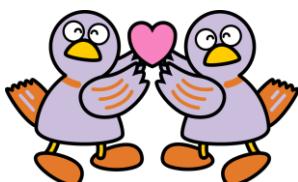
## 若年性認知症に関する相談機関

### 埼玉県若年性認知症サポートセンター

月曜日～金曜日 9:00～16:00

☎ 048-814-1212 ✉ jakunen2017@sage.ocn.ne.jp

さいたま市浦和区常盤3-12-17 日建プリムローズ常盤第3 1階



このリーフレットの内容についてのお問い合わせ先

埼玉県福祉部地域包括ケア課

認知症・虐待防止担当 ☎ 048-830-3251